

令和5年4月14日

質疑回答書

柏原市立歴史資料館空調設備及び照明設備賃貸借公募型プロポーザル実施要領等に関して、提出された質疑に対し下記のとおり回答します。

記

| No. | 書類 (資料)名 | ページ番号 及び項目 | 質問内容 | 回答 |
|-----|-----------------------|-------------------|---|---|
| 1 | 公募型 プロポーザル 実施要領 | 1 ページ 2. (3) ④ | 動産総合保険は含まないとのことですが、貴市で同等の保険を付保するという認識でよろしいですか？ | お見込みのとおりです。 |
| 2 | 公募型 プロポーザル 実施要領 | 1 ページ 2. (3) | 賃貸借物件の保守費用や修繕義務については、どちらの負担となりますか。 | 本市負担となります。 |
| 3 | 公募型 プロポーザル 実施要領 | 2 ページ 4. (7) | 本業務責任者並びに業務担当者とは、工事業務になりますでしょうか？ その場合、弊社リース会社であり、工事業務は弊社指定会社へ委託しますので、委託先の従業員でも可能でしょうか？ | 業務責任者は、契約者となる会社の従業員から選定してください(資格欄は空欄でもよいですが、賃貸借業務実績は記載してください)。 主たる業務担当者は、主に施工時の実務を担当する人を選定してください。施工を他社へ委託する場合は、委託予定先の従業員も可とします。ただし、提案書の「事業実施体制」の項に、契約者(業務責任者)と主たる業務担当者との連携体制を明記してください。 |

| | | | | |
|---|-----------------------|-------------------|---|--|
| 4 | 公募型 プロポーザル 実施要領 | 4 ページ 7. (4) ③ | 受注実績は国交省以外の省エネ補助事業でも可能ですか？ また、受注実績や契約書、仕様書の添付については、借主との守秘義務があり、困難な場合があります。 開示できる範囲でよろしいでしょうか。 | 省エネルギー化を目的とした事業であれば可能です。 開示について、事業名称、所在地（都道府県）、事業期間、活用補助金事業名称、事業費もしくは補助金交付額がわかるものであれば可とします（事業費、補助金交付額は可能な限り）。 |
| 5 | 公募型 プロポーザル 実施要領 | 5 ページ 10. | 履行保証保険を利用する場合、保険会社の引き受けが最長7年であり、7年間の保証期間で可能でしょうか。 | 7年間の保証期間で可能としますが、賃貸借契約は15年であるため、履行保証保険契約の期間満了時には、更新又は新たな履行保証保険契約を締結することにより、賃貸借期間満了日まで継続することとします。 |
| 6 | 長期賃貸借 契約書 (案) | なし | プロポーザル条件と内容が齟齬している部分や、追記が必要な事項など、対応が難しい部分があります。契約書内容については別途協議させていただくことは可能でしょうか？ | 本プロポーザルの受注候補者決定後において、長期賃貸借契約書（案）を基に、別途協議いたします。 |
| 7 | 長期賃貸借 契約書 (案) | なし | 賃貸借料の支払いは、毎月払い、翌月末振込でよろしいでしょうか？（例：3月分は4月末払い） また振込手数料は貴市負担でよろしいでしょうか？ | お見込みのとおりです。 |
| 8 | 全般 | なし | 弊社担当者が提案書等提出にあたり、委任状が必要でしょうか？ | 担当者が、その提案に関し、適切な権限を有する者であることが確認できれば、特定の案件の委任に関しては、委任状は必要ございません。 |